

## 漢方薬・生薬認定薬剤師制度 実施要領

### 1. 目的

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「研修センター」という）および一般社団法人日本生薬学会（以下「生薬学会」という）により実施された「漢方薬・生薬研修会」を修了し、試問に合格した者を「漢方薬・生薬認定薬剤師」として認定する手続き等に関して定める。

### 2. 認定資格

- 1) 試問受験資格は、上記の研修会に参加し、原則として、出席率80%以上で薬用植物園実習レポートを提出した者とする。受験資格は受講修了後2ヵ年有効とする。
- 2) 試問の場所、期日等に関しては、研修センターが定め公表する。
- 3) 試問合格者には「合格通知」を発行する。合格通知の有効期間は1ヵ年とする。

### 3. 認定

- 1) 試問合格者で、漢方薬・生薬認定薬剤師として認定され「漢方薬・生薬認定薬剤師証」（以下「認定証」という）の交付を希望する者は、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）から認定申請を行うものとする。
- 2) 認定の有効期間は、研修センターが申請内容を確認の上、認定を決定した日から3ヵ年とする。

### 4. 認定の更新

- 1) 認定の更新は次の方法による。

- ① 認定の有効期間である3年間に、漢方薬・生薬に関連する研修により、30単位以上取得すること。ただし、必須研修を10単位含むこと、漢方薬や生薬に関連する研修により毎年5単位以上取得することを条件とする。
- ② 上にいう必須研修とは、生薬学会が定め、かつ研修センターの「研修認定薬剤師制度」における研修開催申請を行った以下の研修をいう：

生薬学会および生薬学会支部（北海道・関東・関西）の主催研修、和漢医薬学会の主催研修、日本薬学会（年会、天然薬物の開発と応用シンポジウム、食品薬学シンポジウムのみ）、日本東洋医学会（学術総会、支部学術総会（支部会）のみ）、生薬学会が認めた研修

- ③ 単位基準、単位認定等は研修センターの研修認定薬剤師制度に準じる。
- ④ 令和4年4月1日以降の研修の記録は、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）を利用する。ただし、それ以前のは、「漢方薬・生薬研修手帳」に受講シールを貼付し研修内容を記載する。

## 2) 更新手続き

更新に必要な単位を取得した者は、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）から申請を行う。令和4年3月31日までの受講単位を利用する場合には、送信されたメールのプリントアウトと、その単位を貼付して必要事項を記載した「漢方薬・生薬研修手帳」を研修センターに送付する。研修センターは必要事項を確認の上、更新認定証を発行する。

## 5. 手数料

認定の審査料は、初回、更新とも税込22,000円（本体20,000円、税2,000円）とする。なお、再発行手数料は3,300円（本体3,000円、税300円）とする。

## 6. その他

本実施要領に規定されていない事項であって、本認定制度の実施上必要な事項については、研修認定薬剤師制度実施要領を適用する。

## 7. 改正手続き

本要領の改正は、漢方薬・生薬研修委員会の承認を要する。ただし、認定申請料等の改正は代表理事が行い、漢方薬・生薬研修委員会に報告する。

附 則 本実施要領は、令和5年4月1日より施行する。

### 実施要領改定経過

平成13年4月1日	設 定
平成14年4月1日	一部改定
平成15年4月1日	一部改定
平成19年4月1日	一部改定
平成20年7月1日	一部改定
平成21年4月1日	一部改定
平成23年5月1日	一部改定
平成24年4月1日	一部改定
平成24年9月1日	一部改定
平成26年4月1日	一部改定
平成27年4月1日	一部改定
令和元年8月1日	一部改定
令和元年10月1日	一部改定
令和4年4月1日	一部改定
令和4年7月1日	一部改定
令和5年4月1日	一部改定
令和5年6月30日	廃 止